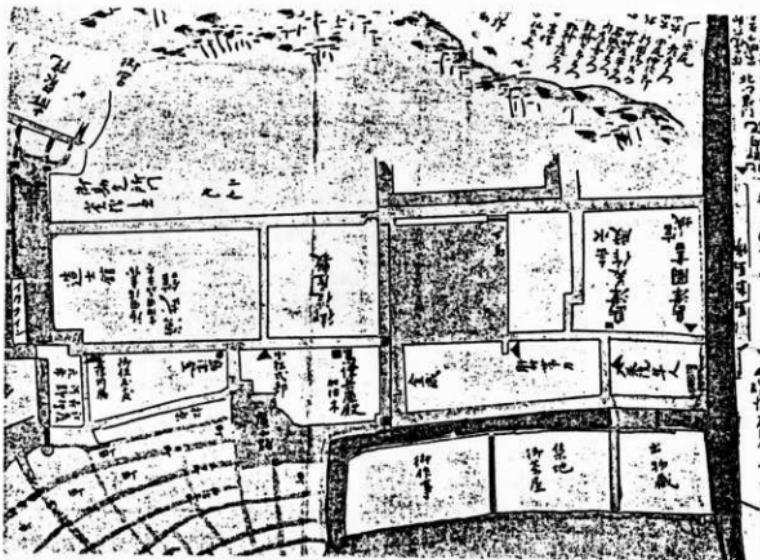


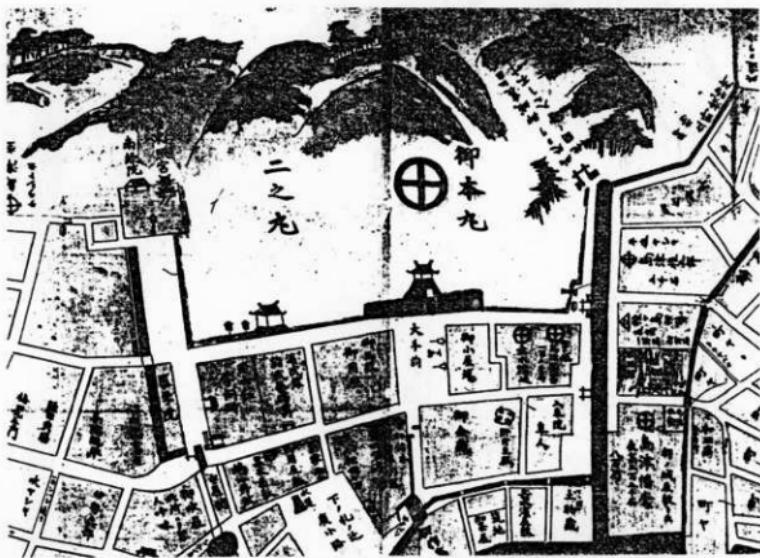
① 藩政時代鹿児島市街図(部分) (文政4年頃) (鹿児島県立図書館蔵)



② 城下切絵図(部分) (文政4年頃) (鹿児島県立図書館蔵)



(3) 鹿児島城下絵図(部分) (天保末頃) (鹿児島県立図書館蔵)



(4) 藩政時代鹿児島市街地図(部分) (天保期頃) (東京大学史料編さん所蔵)



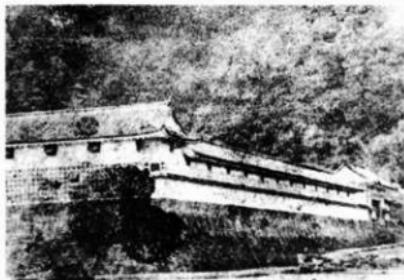
① 鹿児島城正面
(御櫓門・橋・角櫓)



② 鹿児島城正面



① の拡大写真



③ 鬼門除け石垣より北御門



④ 城内 (御庭・サギ之間・御池)



⑤ 城内 (御小納戸・二之間・牡丹閣等・御池)



⑥ 城内 (御池)

鹿児島城の沿革

一、関係史料の紹介

鹿児島大学法文学部教授

五味克夫

- 一、東福寺城・清水城・内城
- 二、上山城・鶴丸城
- 三、城郭・城館の変遷
- 四、成尾図その他

一、東福寺城・清水城・内城

鹿児島は薩摩国鹿兒島郡の中心地、都衙の所在地（郡元の地名を存す）であった。鎌倉時代初期、一時惟康友が都司職を有したが、その後はおむね薩摩平氏の世襲するところで、長谷場・矢上（何れも地名による）氏もその統であつた（系図では藤姓を称す）。頭は島津（惟宗）忠久が初代、以後島津氏本宗家の世襲するところであるが、史料の上で直接鹿兒島と關係をもつたのは三代久経で、弘安七年（一二九四）淨光明寺を創建、梵鐘に銘文を記したものである。

また文保三年（一二九三）には四代忠宗が鹿兒島東福寺内の禁制を令している。①

右のことから島津氏は薩摩国守護兼總地頭でもあり、その居所は高城郡或は薩摩郡（現在の川内市分寺跡或は鶴山城跡付近）かと考えられるが、別に鹿兒島には單に鹿兒島郡の地頭としてのみならず比較的早くから關係があったよううかがえる。このことは五代貞久が鎌倉幕府滅亡後、大隅國守護職をも復するこれにより薩摩両国の境に位置するその地理的事情も加わって重視され、

（一）郡司矢上一族中村氏らが南朝方の肝付兼重を迎えてたてこもった東福寺城を陥り入れて以来、島津氏は同城に據つて南九州経略の歩を進めることがなつたのである。鹿兒島における島津氏の居城は上山城（鶴丸城）に落つくまで東福寺城・清水城・内城と変遷するが、その詳細は省略しそれぞれの歴史を要約している玉里文庫本文政五年の鹿兒島城下絵図の注記を掲載しておこう。②

まず東福寺城については「一、暦応四年より六代氏久公御在城、貞治二年隔州

江御移候、二十三年

得共城地狭少故、清水城を御築候」（彼城江御移候）とあり、さらには「東福寺城

歴応三年肝付八郎兼重付御移候」とある。當城に提り中村弾正忠秀空ハ尾頭小城に在て矢

上之力を合わす、依之同年八月十二日道築公御自将ニ当城を御攻候得共不致落

去、翌四年矢上高純人數を出し後詰いたし候。付、公御人數を被遣、矢上か居城

僅馬乘城を被攻落、乗勝て佐多三郎左衛門尉師忠を先陣として当城を攻らる、四

月廿六日当城落去、同廿八日尾頭小城落城いたし候。一、久豊公御代忠永廿年十二

月七日夜伊集院賴久清水カ城を攻取ル、公ハ吉田ニ御座被成候御留主之時に北原

三郎太郎東福寺之古城を取構へ地下之土町之者共五六十人程ニテ守之、谷山下大

隅、早船を遣ス、佐多伯耆守親久、大寺美作守等当城ニ馳騒る、公吉田において

被聞召、直ニ御駕付被遊候、吉田若狭守、蒲生美濃守御供也、其勢尤十三騎ニ

都合五十騎之内ト云、河田、比志島、川上駕參候、中途御供仕候、生殺を御下

り源方社（御神押被遊候）清水城を御通り積木川を隔て、伏兵を置、東福寺城江御入被遊候、然亦廻、市成、下大隅向島之兵船逍々着船いたし、上下三百人ニ

も被成候、亦入来院之人数百人程參候、夫より公御出馬被遊、原良一（一）合戦有之

」の記載がある。東福寺城の背後の山つづきは「梶原城」で「清水城御在城ノ節

伊作より鹿兒島に御越被遊候。当城ニ被成御座、勝久公御事ハ翌年四月伊作江被遊御隨居候。然處同年五月十五日夜貴久公難を御避被遊候。『潛』當城を御忍出上人八人三番小野村ニ御動座被遊候。夫より如田布施御傳被遊候。六月廿一日勝久公鹿兒島ニ御被遊、再守護職ニ御立被遊候得共、遂ニ為賊臣御没落被遊候」とある。

清水城の居館は後に島津家の祈願寺大乗院が建てられたところにあったと思われ、現在は清水中学校の敷地となっている。⁴⁾

天文四年（一五三五）勝久の没落後、空城となっていたが、天文十九年（一五四〇）貴

久が三州守護として鹿兒島を治所とした際、そこは見捨てられ精木川をへだてて南側の小高地が選定された。既に戦場は鹿兒島から遠ざかり、三州經營から九州全域に勢力圏を拡大しようとする趨勢の中で、居城は要害城よりも、交通至便、城下町形成に有利な場所が選ばれたのであろう。そこは内城と呼ばれ、のち上山

城麓鶴丸城に移転した跡には文之を間山に迎えた禪院大龍寺が遺立された。（現

在大龍寺校敷地）、繪図の注記では「本城ハ内御屋形之跡也」、⁵⁾『山城』内

天文十九年大公伊集院より初、鹿兒島ニ御移被遊此郡を被成御座候、龍伯公ニも此地へ被遊御座、文祿四年初冬中納言様へ御譲被遊、龍伯公ハ國分へ被遊御

候、慶長七年冬中納言様當城ニ御移被遊候路當寺御建立被仰付候、間山文之和尚ナリ」とある。⁶⁾また、鹿兒島市史料『記述録』前編卷一、以下とくにこわらぬ限り本文引用、又は典故史料は同本による。

②鹿児島史学二、他稿「五里文庫本、文政五年鹿兒島城絵図について」の史料紹介がある。

③東京外城については鹿児島市文化財調査報告書第2集、他稿「東京外城」参照。

④済水城については同3集、他稿「済水城跡」参照。

⑤内城については鹿児島市埋蔵文化財手掘調査報告書11「大堀遺跡」所収、他稿「内城（大堀寺）跡について」参照。

二、上山城と鶴丸城

中世の上山城とはほぼ現在の城山に当ろう。前掲文政五年の城絵図の注記には「上山城ハ昔上山氏の住城也、注文ノ内山等漢字碑等アリ。正平年中二ハ上山ノ後家尼寅前国森川ニ罷居候致掛持居候処、向島ニ罷居候上山右衛門五郎ニ譲御候

正平七年閏二月、同十二年二月ノ讓状アリ、此時四至境東南ハ街道を境、西ハ八

ヶ所、北ハ夏除山、四郎カ坂、冷水ヲ限トアリ、一、天文四年十月勝久公鹿兒島

御没落以後出水の島津八郎左衛門尉実久鹿兒島へ打入、守護之振舞ト相見得候御

、貴久公御老伊集院大和守忠朗入道孤舟上ノ山城を取候。自身罷移、当地之地

頭として在城候、一、同八年三月紫原合戦之時、貴久公当城ニ御発足被遊候。於

紫原実久力余党谷山之勢と御一戦被遊候、御勝利。谷山御手ニ入候」とあり、

馬乗馬場、本馬乗馬場を掲げた箇所に「天正十九年八月上山城ノ口歎初、川田

駿河入道ト旧記ニアリ」と記し、同城の西方山つづきには「御城山」⁷⁾とある。

として、「一、暦応四年五月廿三日夜南方凶徒鮫島彦次郎入道蓮道か党谷峯城江馬乗馬場、本馬乗馬場を可切取之由聞得有之候故、道蓮公御自身当城ニ被駆向、

此城被取候。合戦之前途を失い一期浮沈たるへく候間、一族相援不移時刻駆越候

様比志島彦一江被下候」とある。

また「慶長十五年家久公より伊勢貞昌御使を以日置⁸⁾被差越、島津下総常久

江被仰聞趣ハ北山下被成御座候間、上ノ山城御被成候旨被仰聞付、

同夏同年ノ山ノ罷移居家等出来之上、八月より罷移、同十八年十月妻子引越上ノ

山城ニ罷在候」とある。即ち中世の山城として上山城があり、その麓に城郭、

城館を設営する場合、その一体性、関連性は無視できないものであったと考えら

れる。すなわち内城から上山城下への居城の移転の時期は天正十五年（一五七七）の

豊臣秀吉の薩摩入り、義久の出家降服以降、秀吉の朝鮮出兵、義弘、家久の従軍

、文祿檢地、秀吉没後の撤兵、慶長四年（一五九八）の伊集院幸侃誅殺、庄内の乱、

同五年（一五九九）の開ヶ原の戦等々目まぐるしい政治事件の連続の中、義久、義弘、家久の親子、兄弟、叔父、舅姫關係と家督相続、国内統治、对外交渉の方針をめぐる家臣團をふくめての協力と对立關係が微妙に影響する極度に緊張した時期であり、居城の決定は島津家にとって最重要課題の一つであったと思われる。

その間にあって家督を相続した家久は上山城の修補と併せて山麓に居館並びに

家臣の屋敷の繩引をはじめ、新時代に即応した居城と城下町の建設にとりかかつたのである。

すなわち中世の上山城を取りこんで軍事上の配慮をすると共にその山麓をも城地として、城郭、城館並びに役座、武家屋敷、波戸等の施設を整備し、領内統治の進展をはかつたものといえよう。

【経済日記】慶長六年（一六〇一）一月十七日条に「御前上之山へ御出、諸侍屋敷盛被御覧せ、其より遠矢など被遊候」とあり、翌十八日条には「此日上之山の御普請初り候」とあり、以後幾々普請場へ向むる記事のことは新城建設の開始を思われる。¹⁾ この年は開ヶ原合戦の翌年で平佐、蒲生等諸城の修築も行われているので、防衛上の配慮もありいち早く取りかかったのであろう。

【見聞秘記】によれば、「当御屋敷ハ慶長七年御縦張にて同九年甲辰三月御移徙、二月迄ハ本御内城へ被遊御座候」とあり、慶長七年の着手、九年の移住となる。着工の年時に些少の相違はあるが、開ヶ原戦後程なく始つたとみてよいであろう。²⁾ 当然義久、義弘の関心も深く、工事の進捗状況を気にかけており、義弘は実戦の体験から新城のプランに懸念の意を表し、同城を捨て、むしろ要害城である東福寺城を修築し、清水城とセットで奥の深い軍事的に勝れた居城を營むべきだと意見を述べている。³⁾

左記慶長七年七月十六日付の義弘より家久宛の書状は想切をきわめる。

「今度上之山の城普請之様子見申候。付。存分共組保兵部少輔へ具申合仕合次第可申達之通申きかせ候キ、定可有御聞候、乍不申能々御思案候て以米之儀ともを分別あるべく候。

うの山の様子我等見申分者いかばとせいを入れられ候共御存分には可難成と存候。

一時分柄諸侍屋敷移など、候ても其身大形ならぬ候共にて候、諸侍私之普請を専ニ仕候者公儀之御普請者可難調候、屋形遂を前二側うつし候ても見かけいか、敷存候、又諸御供申一度、可難移事候ハとても急二可難成候候。

一諸侍屋敷之地あまり海近過候、先年寝古より兵船參候。既いまの星形ニ矢を射龍候、

一龍伯様鹿児島へ無御移二付。も清水へ御移候ハ第一諸口つまり候間、向後御きつかいあるましまと存候、

一以前我等も鹿児島へ能移など、候て星形を見七候時も清水之事ハ一段可然在所之由もりはか申候、

一万一被仰出候者其ことく首尾なき事無念なると、申人も多分在之物にて候、尤きやうニあるべき事共にて候、乍去物より悪をいく度も改らね候事候、下總事三ヶ年在番⁴⁾、同十九年五月、於上之山被相果候旨出雲家より被申出

【経済日記】慶長六年（一六〇一）一月十七日条に「御前上之山へ御出、諸侍屋敷盛被御覧せ、其より遠矢など被遊候」とあり、翌十八日条には「此日上之山の御普請初り候」とあり、以後幾々普請場へ向むる記事のことは新城建設の開始を思われる。¹⁾ この年は開ヶ原合戦の翌年で平佐、蒲生等諸城の修築も行われているので、防衛上の配慮もありいち早く取りかかったのであろう。

【見聞秘記】によれば、「当御屋敷ハ慶長七年御縦張にて同九年甲辰三月御移徙、二月迄ハ本御内城へ被遊御座候」とあり、慶長七年の着手、九年の移住となる。着工の年時に些少の相違はあるが、開ヶ原戦後程なく始つたとみてよいであろう。²⁾ 当然義久、義弘の関心も深く、工事の進捗状況を気にかけており、義弘は実戦の体験から新城のプランに懸念の意を表し、同城を捨て、むしろ要害城である東福寺城を修築し、清水城とセットで奥の深い軍事的に勝れた居城を營むべきだと意見を述べている。³⁾

左記慶長七年七月十六日付の義弘より家久宛の書状は想切をきわめる。

「今度上之山の城普請之様子見申候。付。存分共組保兵部少輔へ具申合仕合次第可申達之通申きかせ候キ、定可有御聞候、乍不申能々御思案候て以米之儀ともを分別あるべく候。

うの山の様子我等見申分者いかばとせいを入れられ候共御存分には可難成と存候。

一時分柄諸侍屋敷移など、候ても其身大形ならぬ候共にて候、諸侍私之普請を専ニ仕候者公儀之御普請者可難調候、屋形遂を前二側うつし候ても見かけいか、敷存候、又諸御供申一度、可難移事候ハとても急二可難成候候。

一諸侍屋敷之地あまり海近過候、先年寝古より兵船參候。既いまの星形ニ矢を射龍候、

一龍伯様鹿児島へ無御移二付。も清水へ御移候ハ第一諸口つまり候間、向後御きつかいあるましまと存候、

一以前我等も鹿児島へ能移など、候て星形を見七候時も清水之事ハ一段可然在所之由もりはか申候、

一万一被仰出候者其ことく首尾なき事無念なると、申人も多分在之物にて候、尤きやうニあるべき事共にて候、乍去物より悪をいく度も改らね候事候、下總事三ヶ年在番⁴⁾、同十九年五月、於上之山被相果候旨出雲家より被申出

など、申二者各別の事にて候間其遠慮も有間敷事と存候、勿輪相捨候へと申儀てハ無之候、上之山の城者出城二させられ候て当分も似合之人衆召移され、ぜん／＼二御普請可被仰付候、左候⁵⁾ 清水之事者屋形之地一させられ、又それ迄ニモはす、貢所為別清水へ可被相定候哉、誠右之段々之申事あまり指出通たる儀共他之存へき所もいか、敷候へ共、任無御等閑存寄所之内證申入事候、いつれ共功者の人々を被食寄右之両所之儀を御見せ候て増たると可申方を可被仰付事尤ニ候、とかく御分別ニハ過ましく候、御返事承度候しかし家久は自説を変えず、粘り強く工事を進め、慶長末年ごろようやく一応の完成をみたものようである。すなわち城の構門前の渡り初めが行われたのは慶長十一年（一六〇六）六月六日のことであり、同年と推定される五月一日付の義弘より家久宛の書状に、書院や敷居が出来たそうだが雨があがつたら行つてみようなどとあることからみて、なお當作の進行中であつたことがわかる。⁶⁾ 【旧記雜錄後編】六九所収の伊地知周防守重康の「慶長十八年日記」にも城普請の記事が毎日のように記されていることからも、その長期間に及ぶ大工事であったことが推測される。その後元和元年（一六一六）六月幕府より一国一城令が出され、分国中居城以外の破却が示達されている。山麓の城郭、城館の建設と密接な関係の下で修築された山上の上山城も慶長十九年（一六一四）城主島津常久の死後は廢城となり、施設も最小限の番小屋を残す形に切りかえられていったものと思われる。

これについても「正統抜文」人、正統六年（一五六一）十一月条には、「御城山中⁷⁾ 並番所宅⁸⁾ を被置候約當持年⁹⁾ 不相候、然共島津出雲先祖島津下十七年十月上之山作事相清、下被罷候、慶長十五年從家久公伊勢兵部貞昌御使¹⁰⁾ 御歸拾本、御弓張移候為御祝儀、自家久公比志島紀伊國貞、伊勢貞昌御使¹¹⁾ 御歸拾本、御弓張¹²⁾ 、御鉄炮拾下總¹³⁾ 拝領、弟子久越御使¹⁴⁾ 御折一合、御傳一荷下綱内¹⁵⁾ 被下候、下總事三ヶ年在番¹⁶⁾、同十九年五月、於上之山被相果候旨出雲家より相見得候、下綱被下置候場所當分靈符堂被建置候候と申伝候由、出雲家より被申出

候、当分之番所場所も相替、且誰御代何様之訳を以被相建候儀相知不申候得共、家久公御代當節御城初而御取被遊、上之山之儀肝要之場所と思召、下總事御身近御柄之故を以御城為警防被移置候得者、下總被果御番引取相成候而も為總當分之番所為被立置儀。⁽⁸⁾ 者有之間敷哉云々」

とあり、終りに四敷二間の「御城山中番所差図」が記されている。⁽⁹⁾ 常久押領の地跡とされる山腹の靈符堂については「列朝制度」二二、「靈符祭、明和九巳四月、曾山文助御当地諸郷へ災難除之札配り方願書之内」の別紙に次の如く記されている。⁽¹⁰⁾

「脚城地へ、靈符堂被遊建立候訳は、御先祖中納言様御代、御城地之吉凶を

黄友賢被申唐人¹¹ は為成御占候候、鶴丸山之御城は、四神相應之御城地ニテ、成程万事宜御座候へども、一ツ之陣御座候、火難之御城成由申上候、然處、火難消除之法は無之哉と御尊候、其儀は、當上へ被仰御、靈符草神之御本草、御安置被遊候ハバ、火災は自然と無御事等と申上候付、御本丸相立、則唐土へ被仰道、靈符草神之御本草御被遊、御城山へ被遊御安寧事ニ候、左候て光久公御代ニ罷成、殊御信仰之余り御下屋敷へ御居居被遊候も、右御本草御下屋敷へ御置被遊候て、朝暮御勤行被遊候、其時節御本丸御焼失と承候、然共、御下屋敷には一向火相掛不¹² あり、これにより現在の城山は江戸中期以前より喜祥名で鶴丸山の城山とよんでいたことがわかる。また城地としては火難の相があるとの黄友賢の見立てで靈符堂が建てられ、光久はその本草を下屋敷に祀つていたため、元禄の大火灾で本丸は炎上したにも拘わらず下屋敷は全く無被害であったといふ。

元禄の大火灾については後述するが、ここに中世の上山城所在の城山は近世中頃には鶴丸山とよばれていたことがわかり、近世初頭山麓の城郭、城館を併せて上山城とよんでいたのが、やがて鶴丸城の通称に推移して行くことが知られるのである。⁽¹³⁾

(1)鹿児島市立図書館蔵五文原本。『鹿児島市史』日本古典全文収録、なお鹿児島市史連の記述は「鹿児島のおいたら」、『鹿児島市史』等にも詳しい。

(2)鹿児島市立図書館蔵五文原本。『おほ田記賃貸通鑑』一一六〇一號、林基五兵衛の「御城西門火之災害」に「夜あけ時に御城庭に燃り申焼、御城内之役所皆、申焼、(略)御城ハ九十六年めに焼申焼由奉候」とあるから、元禄九年より延長して九十六年前は延長六年となり、

鹿児島築城作のはじめをそのころとする説は當時既に成立していたと思われる。

(3)鹿児島市史資料「旧記賃貸通鑑後編」卷三以降にこの間の史料が多く収録される。

(4)慶長十一年と推定される五月一日付の義弘より家久宛の書状(「旧記賃貸通鑑後編」六〇)に「鹿児島書院作鬼屋之材木不手作過半出たる見得候、雨露候ハ、立可申候、我等難越御船可申候、風呂の済ハ未だ無之候、慶度申候、而も陸地の松虫攻成無及儀候、然ハ当分其元路三少為替事有之由承候間、是又後度様子可被仰候」とある。また慶長十一年と比定される六月五日義弘のす

久高候状(同)に「かこしま御内御之境も明日六日より渡瀬申候、一書候も急度可立之由候余定呂の済ハ未だ無之候、慶度申候、而も陸地の松虫攻成無及儀候、然ハ当分其元路三少為替事有之由承候間、是又後度様子可被仰候」とある。

(5)鹿児島市立図書館蔵五文原本。

(6)『藩書集』鹿児島藩所収。

(7)ここで山城と鶴丸山に関する「三の私見を蛇足乍ら譲りて記してきこう。

一、鶴丸山の称呼は、無論的に城山の圓形をさす。上山城の称呼ははじめ圓形部分も含んでいたが後にこれは城山部分が削られようになつた。

二、圓形の呼称は誤りであつて公武には鹿児島城、他に圓形を御内等と呼ばれた。

三、鹿児島城は天守閣等のない比較的簡素な圓形造りの城であるが、すでに内城で前例は開かれており、それよりは規模も大きき城山を背にしており、戰闘の際の配慮もなされていた。しかばん時代はじめら一貫して鹿氏の支配下にあった領国内の城であるからこそ領内に權力を誇示する必要もなく、且つ領内には外城等多數存在するのでむしろ寄寓としての配慮より、領内統治、城下町形成、交通運易等への配慮の方が必要とされたのである。

四、右に挙げて近世初頭より藩財政が逼迫していたから資金節約の意味からも簡単な作業ですますことになつたのである。とともに城山以後間もなく幕府の統制が厳しくなつたから当初の規範に拘束された一面もある。

三、城郭と城館

さて慶長六・七年頃より城山麓に造成のはじめられた鹿児島城が一応体裁を整えられたのは慶長末年頃としても、なお増築、補修は元和、寛永年間にかけてもつづけられたことであろう。

その間慶長十三年(1608)家久は國分に新城を構えて子の光久を居住させようと企て幕府の許可のものに多少工事にとかゝつてゐる。光久は翌年病死したため、世嗣遷城の計画は実現をみなかつたが、國分の城館は以後鹿児島城の控の城とし特別視され、幕末には鹿児島城移転の候補として屢々取沙汰されたのである。

この寛永年間、既に鹿児島城築造以来早いところでは三十余年を経過し、殿舎の腐損も進行しあつていたと考えられる。そのことは次の史料によつてもうかがい知られよう。¹⁾

「鹿兒島御屋敷之御殿、悉古體成、虫食病聞、新可被成御立替由三郎左衛門尉殿、善兵衛尉殿へ中置候、城普請ニハ相替候間被聞官署由候、其次ニ國府之御城、黃門様御生内ニ薩摩様被成度候由酒井謙岐守以被成御申候、其刻先城戸二重ツ、可被立置由被仰上候故、城戸二重之道具せ候。國分ハ召置候、是も世間よりいかよリ二か可申候間可被聞置申上重候。」

これは寛永十六年（一六三九）八月十五日、國家老川上久国より江戸家老伊勢貞昌宛書状である。これに対し在江戸の伊勢貞昌より国元の町田勘解由長官、頼桂左助宛の同年十月十八日付書状は次の如くであつた。²⁾

「猶以石かき之繪図被仰付候、若くつれかゝり候所を餘ひろく共繪図に出申候て、若御目付被來見出るやうにも申候へハにて御座候間、其御遺肝要御座候、御屋作もとから國府へ後日御移之儀候間、先大かたニ被遊歴尤たるへく候哉、將又右之參々野州同前ニ講岐守殿へ參て申入候、以上、（略）

一鹿兒島之御座所之御殿殊外ぶり申候間、新敷御作事被仰付候度、此段も相伺申旨被仰下候条、是も先講岐守殿へ待御意候へハ御屋作はいかほと被成候。

一石垣くつれかかり候、ケ様なるをも被築直度候、如何可有御座哉と得御意候、不苦由被仰候事、御殿を被成候ハ、御老中へ可被仰候之由御座候間、念之たと存置岐守殿へ可被移、相定候處、鹿兒島之居所之石垣で御所を被申入、如何可有御座候やと申候へども、少もくるしむるまき由候、定國府へ御移候共此中鹿兒島之御屋敷は其体にて可被置かと承候間、左様こそ有御座由申入候石垣之繪図上候時御年寄衆へ被連候御者可致達上と存、先今度參候御書は其体召置、重者御判紙を被下候ハ、於此方可相應可申候、此等之旨可然之様可預被置候、恐々謹言。」

これによれば元和の一国一城令以後、城の修築には各大名とも氣を遣い、參勤

交代制の実施や島原の乱後の一段と強化された幕藩体制の確立の動きの中で藩重臣が細心の注意を払つてゐることがうかがわれる。

鹿兒島城の場合、國分新域の築宮とは別に、殿舎の立替え造作については認められており、石垣の修補も旧状を復する場合は問題はないが、新儀の普請については堅く禁じられていることがわかる。とくに石垣、堀の工事については繪図を提出してその補修の許可を得る必要があつた。従つて現在の鹿兒島城跡の石垣、堀等の基本線はほぼ創建當時以来のものとみるべきであろう。

寛永二十一年（一六四三）十二月、幕府は城繪図の提出を命じているが、その指示は「一城之繪圖之事、一本、三天間數之事、一堀之ふかきひさきの事、一天守之事、一惣輪、堀ひろさふかきの事、高所之城と之のあひた間數書付之事、想構より外ニ高所之共書付之事」等具体的である。³⁾これにより作成提出された繪図が所管正保の城繪圖であり、現在国立文書館には全国諸大名提出分の約半数が現存しているが、残念ながら鹿兒島城の分は伝存していない。しかし他の例からみて詳細な繪図であったことがわかり、城郭の規模がそれ以後基本的に改められる事は不可能ではなかつたかと考えられる。⁴⁾

鹿兒島城もその後石垣の修築等細部について一々申請し幕府の許可を得てゐることが次の方中連署奉書によつてたしかめられる。⁵⁾

以上

「御札令拝見候、鹿兒島城南之方石垣武ヶ所破損付而修復有之度由繪図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

東文四年

七月十日

松平大隅守殿

久世大和守
相葉美濃守
広之判

阿部豊後守
忠秋判

酒井稚樂頭
忠清判

「鹿兒島城居所之堀三ヶ所侍屋敷堀之堀武ヶ所堀候付而被浚之度由、繪図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

寛文八年

六月十八日

福井美濃守
正則判

板倉内膳正

重矩判

土屋但馬守

數直判

久世大和守

広之判

元禄九子五月廿三日

松平大隅守殿

さて本丸より南、内堀をへだてて二丸があった。

一月二十日条に「二之御丸立直ル、島津中務殿、島津伊賀殿屋敷、島津帶刀殿

本屋敷迄二之御丸に成候付、地引有之候事」、十二月十七日条に「二之御丸御作

事今日より有之」とあり、貞享元年（一六八四）正月二日条に「二之御丸立直ル、大

工凡四百余人」とあり、同二十四日条に「二之御丸御營造終ル」とある。また元

祿三年（一六八〇）八月十四日条には「御城御門御普請 去冬より御取付、當夏中相

調候得共、御門御通初有之候事」とあり、城門普請も行われたことを知る。二丸内に御台所があり、さらにその南に御下屋敷があった。

それは古く御四配屋敷とも呼ばれ、当時は隱居光久が居住、帰國した薄主綱貴が見舞に訪れたりしていた。

元禄九年（一六八六）四月二十三日鹿児島城本丸焼失。二丸の一部も罹災した。

「夜八ツ時より出火有之、東風吹候、御城風下候間（略）左候

廻二町田助太夫殿所、島津虎安殿火飛付大留より大火飛来り、御番所上箱む

ね火入、御兵具所之角、二火付、物奉行所入口之上ニ火付、小人數水ハ無之 精

を出しても無其詮、一度燒立申候間 何れもあきれ果泊をなかし、二之丸打続

平長や毫ツ解こぼし、島津内記殿 同又七殿下知ニ而瀬取申候、下之火に肝

付主殿まで焼、金蔵ニ而取消候、島津主計殿手にて候、以上、横山日記、文政

十一年出し置、」

これにより延焼系路、罹災の範囲を知ることができる。

また「旧伝集」三に「御城へは七ツ時分火移、夜明御台所内にも少し焼申候、御代初て御座候と嘗々申事」とあれば、本丸に近接した二丸内の御台所が一部焼

け、御下屋敷は罹災を免れたということになる。被災後直ちに復旧の対策がたてられ幕府に申請がなされた。一ヵ月後左記の如く幕府の許可がおりていてる。

復旧作業については、「御治世年表」に「一、御城御普請有之、御普請方中原為兵衛、中取隈元与一右衛門、惣大工永田次郎左衛門、此次郎左衛門老体故、加籠御免ニテ往来加籠早被下候」とあり、この時の工事担当者の氏名を知り得る。¹⁰⁾

工事の進捗状況については、「綱貴公譜中」に「先是元禄九年之初夏襄城回縁矣、雖然依其事広大漸修築門外郭、未終其功也、去年以來先經營、對面所及広間、是歲元禄八年七月二十五日擇吉辰移于本丸、晚天綱貴出對面所、因旧規伊地

知、西園屋之定作也、是之謂也」、本田文庫本成化元年「岡家勤移徒の儀式也」とある。

以上

薩州鹿兒島城下今度出火之節、居所、門、櫓、堀等焼失、石垣所々焼崩

候付、右之石垣筑直之、櫓、門、建之、堀、橋、撤之、居所作事被申付度旨、

繪圖書付之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

元禄九子五月廿三日

戸田山城守忠昌判

土屋相模守政直判

同部豊後守正武判

大久保伊賀守忠朝判

大久保伊賀守忠朝判

松平薩摩守殿

その経緯はさらにつづいてうかがうことができるよう。

「一筆致啓達候、今度之火事御本丸回祿付、御普請之儀大久保加賀守様¹¹⁾は

仰入候處、御月番¹²⁾御伺被可然之旨御差付付、去ル十三日戸田山城守様

は繪圖御所書被差出候處、如元御普請被仰付候様御奉書被為候、依之出火

之御儀注達より始終公儀¹³⁾被仰上候趣絵図、致義書、此方へ一通、其老¹⁴⁾一

通可遣之由御意付付、繪圖之裏ニ委細書記差申候、櫻門¹⁵⁾櫓、堀、橋等

外圍之儀者、如元不被仰付¹⁶⁾不叶儀候事、其心得¹⁷⁾材木之用意者無油斷可

被申付之旨御意候事可被奉得其意候、恐懼、

（元禄九子）五月廿八日

島津助之丞殿

織田丹波清雄判

種子島藏人殿

島津助之丞殿

肝付主殿殿

肝付主殿殿

一

り、また先久夫人陽和院より綱貪宛の消息にも「國もと本丸のふしんもた、い、めん所、ひろ間出来候て二月廿五日。する（とわたまし）も相すミ申候よし、めてたさいよく、めでたき事のミといわる悦まいらせ候」とあり、まず本丸の公式行事の建物から整えられていたことがわかる。⁵⁸

また「薩陽落穂集」には

「淨國院様御家督者宝永元年にて翌年御初入部有之、其以後御役名御改格相替り候、御城御焼失以後御作事御對面所、虎之間、御番頭詣所、小番所、大番所迄出来有之、右之面々迄本丸へ相勤、御座間、御休息所、奥向、其外御家老座を初、御役所出来無之故、御下屋敷は遊御座、御役座等も御下屋敷二有之、火事以來俄に出来之假御作事故別手狹き御作事にて有之候、翌年御參勤まで被成候故月次出仕者不及申、諸士家督候目初之御札等御下屋敷於書院相済申候、且又大玄院様ハ御台所、火事以後者被成御座、是ハ尚又手細き御作事由承得候」とある。

本丸の作業が完了したのは宝永四年（一七〇七）で、焼失以後復旧まで十年余を経過している。外廻りは焼失以前の通りだが、郭内については多少の変改は加えられたと思われる。

「⁵⁹　口上書
正徳三年（一七〇三）四月、火災発生、再び城内延焼の危機に見舞われる。ここに本丸二丸、御下屋敷類焼のおそれを除くため、前面の屋敷を取り除き空地とする等思い切った措置を施すことになった。左の史料もその時のものである。⁶⁰

松平薩摩守城下薩州鹿兒島、近年度々及び大火、殊当年者尙度薩摩守居宅近辺迄類焼候、然者薩摩守居宅曲輪之外、前々築子部屋構之内縫在候屋敷御座候、右屢々所々長屋を附置申候、又者右近辺三家共差置候屋敷有之、用心惡敷御座候間、此節右長屋を屏相直、右家來共屋敷取除、薩摩守居宅は家運有之候様仕度候、此節御内意申上度薩摩守存候、以上、

（一正徳三年一月）
巳十二月

阿多六郎右衛門

」

（草稿十一号二月
も右之通可相記候、

藏人

また「見聞秘記」には「吉貴公御代正徳年間之頃、当分の松木原に籠居候大身衆下屋敷に被召移候、其節図あら（左に記候、是ハ其時分下町へ出火有之、風並悪敷候得ハ御下屋敷並御本丸御用心の為に悪敷相見得申候故、以思只今之通

に被遊候、御城下に大身衆結構之屋作にて被籠居候筋ハ當分よりも却て見分ハ宜有之候由古老の衆衆にて候」とあり、付記として本丸、二丸東側の周辺図が載せてある。それによれば本丸前は御大垣とし、二の丸前は北から「慶長年間ヨリ正徳之始まで此所に有之、諸座」ついで「喜入氏、島津中務殿、島津市大夫」と大身衆の屋敷がある。それ等を移転し空地としたのである。そしてその地に安永二年、三年記録所や演武館、造土船等が建設されたのである。

なお二丸御門（明和五年以降矢来門、現在県立図書館正門）の位置に次の記載を見る。「二ノ丸御門公儀へ被差出置候絵図にも御門有之候故、此御門ハ御城之儀不相成候由也」。即ち後述の如く天明五年（一七八五）御下屋敷御門が二丸御門と正式に名称を変更するまで、同門は二丸御門と呼ばれていたことを示す。以後同門は形状をとつて矢来門となぞらえることになった。⁶¹

その後享保六年（一七二一）六月の御出しに

「太守様御方諸役座共御本丸⁶²相直⁶³可申候、

一御下屋敷者御隱居御方御作事掛可申候、御隱居御方被仰付候御役人者、

御下屋敷長屋之内⁶⁴は當分ハ役屋を建、義園右京其外も可相訪候、爰元⁶⁵之被遊様三相應致候可致候、御下屋敷御作事出来不申内⁶⁶候ハ、御

假屋⁶⁷可被成御座候、磯方之儀御隠居御方⁶⁸被召附候、」

あるように、本丸、二丸、御下屋敷を合わせて殿舎の作事、役座の移動は通常実施されていたのである。⁶⁹

享保八年（一七二三）一月には「御下屋敷御庭蕃請付、六典諸士嫡子一男三男当分勤無之者、五月九日より朝五時起出、御門番へ相断、御門前⁷⁰差扣、御差団次第相勤候、一日五十人宛主取一人、何レモ中帝ニテ籠出相勤候事」というようなこともあった。⁷¹

また「通鑑」に左の一例がある。
〔御本丸酒之間之儀、此節繁之間と被改類相懸候間、向後繁之間と唱書付等二
も右之通可相記候、
（草稿十一号二月
阿多六郎右衛門
巳十二月
も右之通可相記候、
藏人
このころから殿舎居間の名称に鳥獸植物の名を付けるようになったと思われる。
さらに加治木新納家文書中に年末詳、仮縁の「御対面所御櫻杉戸絵目録」と表題のある冊子が残っている。内容は本丸殿舎中の杉戸、襖絵の画題の内容説明及

び目録であるが、それによれば、御対面所床、北頬襷、東頬襷、中段上頬襷、北頬襷、東頬襷、李行之間、拭綠杉戸、東頬杉戸、敷舞台杉戸、北頬杉戸、檜垣之間、悔之間、麒麟之間、虎之間、東西杉戸、獅子間、波之間、象之間、悔之間、水仙之間、鶴之間、椿之間」に画かれた中國の故事、花鳥の題材を一々掲げている。

「松平大隅守鹿児島居宅園内ニ建置候櫻二付候。危有之候付解こわし、損之

候木取替修補仕、本之通取立申度候、尤急二者成就仕間敷候、此段申上候

以上、
（文政二年）

十月

宮之内原甚五兵衛

一々届出、從前通りの規模に限り認められたが、郭内の殿舎、櫛垣屏等についての手入れは容認されていたと思われる。安永三年（一七〇四）の江戸家老座の扣文にはそれらについて「御要害之筋ニハ曾て有之間敷候、是迄御取扱無之場所ニ石垣も築キ拂を揚、櫛を櫛候事者及御番候得共、土手之上櫛垣又練屏环二而櫛門井番所被相建、右番所ニ幕構等有之候而も不苦程合二候」と記してあり、これが大体の基本原則であつたろう。

したがつて殿舎の修補は時折行われていたようである。安永九年（一七〇九）にも実施されたことが左の史料からわかる。『御側対面所、櫛、櫛門、櫛垣等の修理』
「御側対面所廻りより、虎之間並大番、小番詰所、御番頭詰所迄、御修補被仰付、近々取付之旨、御著請奉行申候間、御役座等直し方の儀、御め付より吟味申出候事」

さてこの頃の鹿児島城の概況については「通照錄」卷之七、「監察使答問抄上」に詳細な記述がある。左にこれを掲げよう。

「大守重年公（一七〇五）乙未六月十六日於江府御逝去、嗣君重豪公御幼年之故、依大法國卿目付京極兵部高主（青山右衛門成親）^{（一七〇九）}、諭遣川^{（一七〇九）}被差下、依之國中大小事以条書被相尋、於是吉田用右衛門^{（一七〇九）}追田太次右衛門^{（一七〇九）}御答方被仰付、時々御答書被差出、此時通昭國卿目付方勤被仰付、問答書不殘令熟覽、記憶之、退出後大略筆記之者也、

一鹿兒島御城之事

文治二年賴朝公より卿元祖忠久公謙陽日御拝領御代々御伝領、慶長七年、家久公初^{（一七〇九）}当御城御取立御居住以來御居城^{（一七〇九）}被遊候。

一本丸二之丸九井御城山中間敷之事

当御城者山城^{（一七〇九）}絵図面^{（一七〇九）}一本丸二丸と被記置候得共、櫛屏櫛等無之、南大手口、北岩崎口、西新照院口御門有之、土番被仰付置候、大手口より新照院口迄七町四拾二間、新照院口より岩崎口迄七町三拾三間有之、一本丸者大手口之上、二之丸者御下屋敷上松林也、

一御城間敷之事^{（一七〇九）}櫛之事

御城并御底御下屋敷迄廻括七町二十九間、艮方外城長二町七間、横幅十間半

、深サ二丈、東裏通一町廿七間、北方入一町廿八間、南方入一町四十七間、

西方二之丸山際一町五拾六間、東裏通城一町四拾五間、横幅九間、深サ五尺

、北方堀入一町二十間、横幅九間、深サ一丈、南堀入一町五拾七間、横幅九

間、深サ五尺也、櫛者櫛門前二ツ^{（一七〇九）}北の方長屋門前者土居通一丈、櫛無之、

都^{（一七〇九）}一重橋^{（一七〇九）}外郭無之、

一御城内建坪之事

建坪三千二百三十五坪、御下屋敷建坪千二百五十坪、本丸、二ノ丸建坪無之、

一御城門戸之事^{（一七〇九）}、櫛之事、矢抜間、鉄砲抜間事、東櫛門一、長^{（一七〇九）}間横三間半、

窓四ヶ所、北方長屋門一、南櫛一ヶ所、長廿七間、横三間半、窓六ヶ所、

御屋敷東門平門一、長屋門一、南長屋門一、御底平門一、矢抜間、鉄砲抜

間無之、

一御城内井戸數之事

土蔵七軒内一軒、長三拾七間、横三間、一軒、長拾三間、横三間、一軒、長八間、横三間、一軒、長七間、横三間、一軒、長武間、横二間、一軒、長拾一間、横二間半、一軒、長七間、横三間、

一御城内井戸數之事

御城山内五ヶ所、出水二ヶ所、岩崎二十四ヶ所、出水二ヶ所、

一脚下屋敷長屋之事

長屋二流、内一流、長四拾五間、横三間、一流、長七十二間、横二間半、

一廢敷之事

總數十二軒、内一軒、長十六間、横三間、一軒、七十七間、横三間半、一

軒、長十九間、横三間、二軒、長九間、横三間、一軒、長七間、横二間、一軒、
長五間、横二間半、一軒、長六間、横二間半、一軒、長七十間、横三間、
三軒、長十間、横三間半

一御曲輪内士屋敷之事

大手口へ六ヶ所、岩崎へ四十一ヶ所

一御下屋敷前空地之事

中小路より東堅八十一間、横五拾八間、同西堅百三拾六間、横五拾七間半、

一吉野橋堀之事

岩崎口より海際迄四町十六間、内吉野橋より上二町七間修復、公儀へ御届

候、御堀幅吉野橋十間半、新橋十六間、海際二拾六間、深六尺五寸、

一御役所之事

御家老座、異國方、御勝手方、大御目附座、六興所、御側御用人座、御用人

座、御近習役所、御納戸、御兵廻所、御使番役所、御記録所、高奉行所、物

奉行所、御番所、御右筆所、御目付役所、糺明奉行所、郡方、御書院方、御台

所、以上御堀内、○寺社奉行所、御勘定所、町奉行所、山奉行所、宗門改方

、代官所、以上御屋敷、内御普請所、御細工所、以上築地、○評定所、御春

屋、中福良、○屋久島藏、御船手、以上武村之内、

一并形之事

千石馬場行當り前々より并形と唱来候得共繩張等無之、

一御城内武器之事

標一本

馬印十七本

指物三千三百三十本

旗百二十八流

具足三千二百二十五領

鎧千六百本

長刀六十振

弓九百五十張

疋三十四

陣具七拾四

鉤八百二十腰

簞八十二腰

幕百八十七頭

火繩二万四千二百九十曲

石火矢拾六挺、内武挺六百七十目、五丁三百八十目、老丁武百拾隻、八挺武

百目、

右之通相唱候様被仰付、尤公辻^一御書付等有之節者、前々繪図面之通被仰付
候旨被仰出候段申來候、此旨可承面々江可申渡候、

一 天明五年

一月

近江

異風石火矢拾四挺、内老丁賃九十目、一挺武百七十目、八挺武百目、一丁
百六十目、一丁百三十目、一丁百四十目、一丁百五十目、
鉄砲千七百三十三丁、内千四百三十七丁、武勿より八勿迄、武百三挺、拾勿
より拾九勿迄、九十武丁、廿目より三十目迄、老丁、百目、

一 石火矢鐵砲五數式拾万九千九百六十、

天明五年（一七八五）、それまで二丸御門と呼ばれていた門は実状に即して矢来御

門と呼ばれるようになり、御下屋敷御門は二丸御門とそれぞれ呼ばれるようにな

った。これは二丸が御下屋敷を包含するようになり、且つ二丸の中心がより南に

移動したことを示すものであろう。左にその布達を掲げよう。^二

一公辻^一御城主様又は御隠居様御居宅と被仰出置候御屋地之所、御内輪^一者

二丸と相唱候様被仰付候、

一妙心院^一御存生之内被成御座候地面を、山下御屋舗と申来候得共、山下之名目

被相除、右地面て二丸一円二被仰付候、左候而当分山下御齋部屋被建置候辺

境を山下と相唱候様被仰付候、

一 二丸御門之事

一 矢来御門

一 南御門

一 御台所御門

一 御下屋敷御門之事

一 二丸御門

一 右同裏御門之事

一 南御門

一 御勘定所門之事

一 隨神門^一隨御中門之事

一 花園御門

さらに「重豪譜」によれば、重豪は天明七年、家老二階主計行旦に命じて一丸造営の總室たらしめた。十一月二十五日起工、翌年秋八月二十四日には広間、書院等がほぼ落成した。ところが同年京都の火災で内裏及び二条城が炎上したため二〇万両の幕府への納金の必要を生じ、その營作を中断するに至った。しかし藩主齊宣は寛政二年（一七九〇）一月二日家老とはかり再起工、翌年六月十二日完工次の年四月二十七日移使の儀を行つたという。ここに下屋敷を包括した形で新しい二丸が造立成就をみたといえよう。

諸門の中、本丸の門としては「御櫓門」と「北之御門」があり、それぞれ堀を前にひかえていた。

本丸正門である御櫓門よりの出入は中山王世子等公式の場合に限られていた。

安永二年（一七九三）八月十九日「中山王尚權の世子中城王子尚哲來聘于薩府……路次奏樂、尚哲至於櫓門際下轎、上於虎間正面階」の如きである。¹⁾ 櫓門際下轎、攝政詔谷山王子朝恒於櫓門下轎、上於虎間正面階²⁾ とある。櫓門前の橋ははじめ板橋であつたが、左記の如く文化七年（一七九〇）朽損の際、石橋に改めたい旨幕府に届け出、許可を得て改築架橋している。³⁾

「薩摩國鹿兒島城橋一ヶ所長八間、横三間三尺、是迄板橋」⁴⁾ 御座候處、度々朽損候致修復候節、石橋仕度御座候、絵図相添此段奉伺候、以上、

正月九日

松平豊後守

（備考）

勝手次第可被致候

また「朝制度」三六、「年頭、五節句他」に

「北之御門より女中通融之儀、此跡御代參など之節は、女中通融仕事候へ共、向

後は北御門より女中通融被差留候、お加久殿御事、平日北之御門通融ハ無之

候候へ共、南御門道筋差支候時分ハ、北之御門も御通融之儀も可有之候柔、

左様可相心侍候、

元文二十二月

とあり、北御門はその位置からしても城内番の武士の通用門で、一時又は臨時女中の通行を認めいたことを知る。

また正徳四年、藩主の国許出立に際し、桜之間、御中門、二丸御門のうち矢来門⁵⁾より城外に出、諏訪社へ参詣している記事があるところから、藩主等の城館出

入はほぼこの経路をとつたものといってよいであろう。⁶⁾

(1) 田記録後編「五五」なり國分城は御城圖といわれ慶長九年義久の居城として著述された。今なお津石垣、櫓等を存す現在小学校敷地、背後の城山（單人城・新城）は最近、県文化課の手により発掘調査が行われ、城郭の遺構が見発見確認されている。

(2) 同右

(3) 同「〇一

(4) 薩摩島城絵図として広島の浅野家、岡山の池田家所蔵絵図があるが、何れも草字者などの作成した想像図で実際に実現したものではない。

(5) 鹿児島市史料「田記録後編」一〇六〇、一四〇号。

(6) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本、『鹿児島市史』Ⅲ、史料編所収。

(7) 『薩藩書』所収。鹿児島市史料「田記録後編」一五五、一四〇号。

(8) 同「六一六〇号」。

(9) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(10) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本、『鹿児島市史』Ⅲ、史料編所収。

(11) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本、『鹿児島市史』Ⅲ、史料編所収。

(12) 同「六三五号」。

(13) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(14) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(15) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(16) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(17) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(18) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(19) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(20) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(21) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(22) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(23) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(24) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(25) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(26) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(27) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(28) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(29) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(30) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(31) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(32) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(33) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(34) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

(35) 鹿児島大学附属図書館所蔵、玉川文庫本。

（備考）同七一一〇七八号。東京大学史料編纂所蔵『鳥津氏世系図上編』二十七七秀典第五には船図が掲

載されており、御樓門前の橋は木橋の如く記されているが、北御門の橋は土居の如く画かれている。

恐らく実状を表現したものであろう。

(2) 同朝制度

三二二二八五号

四、成尾団その他

文久三年(一八六三)、薩英戦争切迫に際して、藩主忠義の旗本は御樓門橋詰に集結、國父久光の旗本は二丸本門下に集結することと定めたり。① 郭内の模様を改めたり、国分新城に居城を移そうとしたり。² 海辺に近い城だけに慌しい動きがあつた。七月十日英國軍艦の砲弾は本丸大奥二階、同桜之間御中門、御樓門、二丸庭、同浩然亭(二丸内庭)、御台所庭、靈符堂、二丸御納戸等に落下したとある。³ この時は火を発して焼失することはなかつたが、維新後、明治四年(一八七〇)の廢藩置県により、藩主忠義は鹿児島城本丸を去り、翌五年明治天皇の行幸があつた。そしてその後本丸は熊本鎮台の分營となり、殿舎は兵士の屯所と変わった。明治六年(一八七三)十二月、不審火により本丸は鳥有に燒した。その直前幕末の藩士で金山奉行等を勤めた成尾常矩は日興染んだ鹿児島城の変貌と殿舎の荒廃を慨嘆して城周辺の見取図と本丸内間取図を作成した。同図は明治十年(一八七七)西南戦争で焼損したが、翌年複製したものが伝存しており。⁴ 鹿児島城の調査研究に必須の史料となつてゐる。

城内殿舎配置図(本丸間取図)(A)は市立美術館所蔵のもの他の磯尚古集成立所蔵のものがあり、記載の内容に若干の相違があるが、下段余白に図面各所の説明を記載した部分の文章構成、用字及び図との内容対比等の諸点からみて前者の方が詳しくまた正確に書写したもののように考えられる。
そして市立美術館の方には城周辺図(B)も残されており、(A)、(B)併せて本来成尾団は作成されたという経緯からみても、前者を善本としてここではとりあげておきたいと思う。
成尾団の発見が今回の鹿児島城の発掘調査、とくに本丸のそれにどれ程の恩恵を与えたかはかり知れないが、見取図などからその精度のよき、細かい注記、殿舎各の書き入れ等は特筆すべき点であろう。そしてそのことは成尾常矩の履歴、その人がからみでてきたことと首肯できるのである。⁵ 次に(A)、(B)の説明文を全文掲げその作成の経緯と適切な記事の内容を承知しよう。

(A)

土地庭……ノ印

奥向……ノ印

井池……ノ印

板廊下様類ノ印

表御坐體教ノ印

一 奥ノ□ヲ以テ表方任職ハ鳴子ノ□口ニ參入シ得サレハ奥向御坐委ク□

□能ハス、唯大概ヲ略誌ス、

慶応明治以来ハ諸局合併又ハ被廢□アリ、□住居等少カラス、此図ハ□

□廃団ナリ、空ニ覺ヘタル假□広狭アルヘシ、觀ル者察スヘシ、

御對面所、虎ノ間、梅ノ間ニハ御床有リ、

御袖判、竹ノ間外上ニ掛卓タリ、

一御側面所御床其外ノ間ニ御襖等ノ絵ハ探元、菱伯等ノ画、

一山吹之間當番頭詰衆ノ詰所、サ□座隅高奉所ノ出来座アリ、且

一六組禪所、二階高奉行所、

一奏者上板間、上三階御小姓與番頭座、但シ二階ハ進達掛詰所カ

一桃ノ間、御使番座、二階御裁許奉行所、

一御用入座、二階大番頭□

一御勝手方御家老座、二階御使法掛御用人並調掛、但シ雪隠上マテ掛ル、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一物奉行所、二階御裁許方書役、同北ノ方偶金山奉行所、

一御勝手方御用人坐、二階御目附所等ノ上一四郡方、

一御側御用人座、二階御徒目付詰所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

一御勝手方御用人坐、廊下上御勝手方御用人坐役、園爐裏役上二階御目附役所、

(B) 明治十年丁丑春秋兩度ノ県下騒擾ニテ殿中ノ國共ニ堵損シ漸ク之ヲ合せ波ヲ繼

テ改写ス、于時十一年三月中旬也、

御殿内御座々國ハ別紙ニ誌シ置ク、

成尾常矩（華押）

一吉野橋堀土居御城築ノ節、士共榮シト云ヒ伝フ、
一種子郎方左橋津ニ數丈枝垂レタル一松樹ハ木村静隱老人ノ画ニ学ハレタルト云
伝ヘタリ、

一四〇年以前ハ新橋堀末迄大船繋レリ、

一岩崎後ノ山越シ谷ヲ城ノ谷ト云、御城新照院口亦草年田ヘ通ス、又夏薩ニモ

通ル山道アリ

一草年田稻富氏ニ往古立テ番屋ノ跡ト云有リ、

一吉野橋堀土居両方、大手橋堀土居、御客内舟形等ニ数百歳ヲ経タル松櫟數

一本アリ、

一御門ハ天保十五年甲辰二月御建替始マリ同十月三日成就シテ通初ナリ、

一唐御門中二十文字御紋ニシテ鷹鶴二形刻シタリ、細工無類、虎ノ間前ノ御門

ナリ、

一加治木屋敷堀面ノ橋ヲ領姓橋戸云、領姓氏カ往古此屋敷ニ居住歟、

一二之丸御廬、久光公御住居有テ御建築ナリ、其種古所ハ齊彬公不時御呼出、

諸家武術御覽アランカ為ニ御建築也、以前ハ空地、

一二之丸ヨリ大手口御門迄山麓ニ通路アレトモハ非常ノ御通路ナルヘシ、

一御門、新橋、西田橋ノ擬宝珠ハ唐洞ニシテ慶長十七年壬子六月吉日トアリ

、又大手山下橋ハ齊興公御代同様ノ擬宝珠ニ成ル、

一御客屋前堀ヲ古昔ヨリ後寛幅ト云伝フ、僧都流罪ノ時此辺ヨリ乗船アリシ所

ニテモアランカ、不詳、

一広馬場通ハ齊彬公御代ニ広メラルカ、

一雄山南泉院客殿ニ掲ケアル医王室宝殿ノ額ハ足利義満公ノ染筆也、
上山城ハ南泉院上ヨリ島津右門邸ニマテ御本丸ナリシナランカ、平上柿本
寺上辺マテ御曲輪ノ内ナラン、岩崎ノ養田伝兵衛ノ門前ニ旧桥形跡アリ、

一番所勤番左ノ如シ、

一鍵組冬々口、吉野橋 平口 西田橋ノ番所ハ御兵具方足軽勤番

一新橋 桥形番所ハ大身分家来勤番

一岩崎口 大手口 新照院口番所ハ士勤番御サト通御門毛士勤番

一轟待堂下山ノ手番所ハ御広敷士勤番

一喰途ハ山下橋口 黒木取小路 金藏角 広小路櫻門涯ニ有シカ齊彬公御代

二広小路ハ東町口々三町共ニ櫻門ヲ建テラレ又洲崎ニハ遠見番所ヲモ建築

アツテ非常ノ備ヲ敏ニシ給フ、

一慶長七年冬家久公城ヲ鹿兒島ノ上山ニ築キ玉フテヨリ御代々御居城ト成レリ、

明治五年壬申陸軍少将井田謙城ヲ受取、鎮台兵卒ノ屯營トナル、時ニ慶長七年

ヨリ二百七十二年也、然ルニ御本丸ハ明治六年癸酉十月八日焼失セリ、

時ニ隨テ変遷スル珍シカラ木ト哉戊辰ノ兵役復古ノ御一新諸侯競國ヲ奉還有

テ、國主ヲ萬知事ニ命セラレ、華族ノ稱ヲ賜ヒ三歳セリシテ藩ヲ廢シ県ヲ

設カル、ソテ御制度ニ遠リ、旧国ニ僅ノ宅地ヲ賜テ闕下ノ常住ト成ル、君ト垂事ヘ

、臣トシテ持チル、舟水ノ交義モ疎薄ニ旧来ノ戴恩モ自ラ忘却スルニタク

リ、当県ニ於テハ、忠久公文治二年隣隅日三州ノ地職職御補任ナリヨリ御開

如ナク御代々御伝領、七百年來臣トシテ從事シ、東西離別ノ情ナカ忍フニ堪

ヘサラン、今ヤ万國通信文際有テ文明開化ノ御慶意日ニ新ニ月ニ盛ニ行ハレ西

洋ノ正朔ヲ用ラレ、万ツ洋風ニ模擬セラレ、大和魂ト喝シ年来節モ精耕鑽ニ至

ラントスルノ勢ニ又脱刀ノ命ヲモ下サレ、四民合一ト云ニ殆ド立至リ、國々ノ

境間ヲ毀除カレ城郭ヲモ破却セシ多シト、闇モ戸サ、ム御代トハ古き状ニモ見

ヘヌレ、號テレハ猶増リテ実ニ品ヲ忘ル、ノ目出度御代ニテ、後世ノ人ハ封建

ノ嚴備ハ昔語ニ開クノミニテ往々商家市街ト成ナシモ遺憾ナレハ老ノ眼ノ開タ

ル内ニ旧御屋形御曲輪之図ヲ書シ孫子残シ譲、マテ眼ヲ閉テハ此處彼處ト考

合、空覚ノ似遠カ四十年以前ノ國ヲ取りテ明治六年三月二十四日清書シ舉ル

、屋敷ノ広狭、小路割ノ違ヒハ見ル者察シテ有スヘシ、

成尾常矩（花押）

他に關係史料として數葉の城館内の写真が尚古集成館、県立図書館に残されてゐるが、うち三葉は本丸御池周辺より三方向に撮影したもので藩主居所の状況を知ることができよう。(鶴岡之間・驚之間・御小納戸二之間・御茶屋等)これについては「[日御館・御茶屋等]写真説明書」に「(1)旧御館、イ、奥方の御居間、ロ黒板壁、ハ地震の御座敷、此御座敷の一部は柱など鉄材を以て仕組み屋根も銅張にして地震の際藩主が避難せらるる御座敷なり、ニ、藩主朝夕御住居の御座敷、明治五年先帝陵下の御行在所となり、屋根は杉の平木葺(小板葺ともいふ)なり、ホ、此奥に御小姓の居間あり、ヘ、此奥に内間の書院あり、(2)御館の一部及び庭園、イ、平素使用される御座敷、ロ、大理石の一枚橋にして今も猶は七高校庭内に存す、ハ、平木葺屋根修繕の際人夫の足場、ニ、安政五年二月二十八日忠義公島津家宣の家督を継ぐるや久光公は日々の丸より御登城薄攻を此の御座敷にて聽かれたる、(3)旧御城内の林泉にして其一部は今も猶は七高校庭内に存す、イ、此築山の奥に「朝日の宮」と称する祠あり、三種の神器に模して鏡蛇盤を祭りたり、(4)旧城の外観、イ、角櫓(隅櫓)、ロ、御樓門、ハ、御兵具所、ニ、城山、往時城山々頂には老松多かりしが丁丑役後或は枯れ或は伐られ今は「株も存せず」とあり、これら残存する史料によりわざかに旧城郭、城館の景観の一端を窺うことができる。

鹿児島城下絵図の代表的なものとして天保十三年頃の切絵図(一)薩摩沿岸地圖にも明確な濠の記載があり、しかも本丸前の濠との接続部分に仕切の石垣が記載されており、これは今回の発掘調査の結果と完全に一致した。成尾図(B)についてもしかりである(また著名な天保十四年註記入りの市立美術館所蔵、屏風仕立て絵図、県立図書館所蔵大図)がある。¹⁰後者には本丸、二丸間の濠の記載がない。しかしこれは城郭内省略したためで、前掲文政五年の玉里文庫本城下絵図

に「(1)鹿児島城下絵図の代表的なものとして天保十三年頃の切絵図(一)薩摩沿岸地圖」、¹¹「(2)御館の一部及び庭園、イ、平素使用される御座敷、ロ、大理石の一枚橋にして今も猶は七高校庭内に存す、ハ、平木葺屋根修繕の際人夫の足場、ニ、安政五年二月二十八日忠義公島津家宣の家督を継ぐるや久光公は日々の丸より御登城薄攻を此の御座敷にて聽かれたる、(3)旧御城内の林泉にして其一部は今も猶は七高校庭内に存す、イ、此築山の奥に「朝日の宮」と称する祠あり、三種の神器に模して鏡蛇盤を祭りたり、(4)旧城の外観、イ、角櫓(隅櫓)、ロ、御樓門、ハ、御兵具所、ニ、城山、往時城山々頂には老松多かりしが丁丑役後或は枯れ或は伐られ今は「株も存せず」とあり、これら残存する史料によりわざかに旧城郭、城館の景観の一端を窺うことができる。

鹿児島城下絵図の代表的なものとして天保十三年頃の切絵図(一)薩摩沿岸地圖にも明確な濠の記載があり、しかも本丸前の濠との接続部分に仕切の石垣が記載されており、これは今回の発掘調査の結果と完全に一致した。成尾図(B)についてもしかりである(また著名な天保十四年註記入りの市立美術館所蔵、屏風仕立て絵図、県立図書館所蔵大図)がある。¹⁰後者には本丸、二丸間の濠の記載がない。しかしこれは城郭内省略したためで、前掲文政五年の玉里文庫本城下絵図

に「(1)鹿児島城下絵図(忠義公史書)一一四〇、三〇四、三〇七号」¹²とある成尾氏の「家譜」の筆跡は成尾家自身のものとされる。筆体とは草書体のものと悟られる。ただし関連史料は今後とも博搜、精読によつて益々増加するものと思われるし、新事実の発見や、歴史的意義の把握等はなお引づき将来の課題としなければならない。

(1)鹿児島城下絵図(忠義公史書)一一四〇、三〇四、三〇七号

(3)同四四〇、四七六号

(4)同四三三号

4)成尾図の伝承の経緯については必ずしも明確ではないが、成尾尾二子氏所蔵、鹿児島市立美術館(一)とある成尾氏の「家譜」の筆跡は成尾家自身のものとされる。筆体とは草書体のものと悟られる。筆者は長後である。明治になってから間十一年の死去を至る間の加筆と推定される。家譜には「某の家紋圖」と「某の屋敷圖」、それに十年の間の築造の役で社殿を元を譲った者名の延岡の堀田の見取図、筆跡が挿入されているが、その筆跡も概ね後者のそれと一致する。そしてこれらの筆跡は所蔵者間で争はれるようになった鹿児島市立美術館所蔵の二

なお遺構の発掘中、注目をあつめた水道管に関する、「薩摩風土記」の記述を

掲げておこう。すなわち水道高木等の絵図の説明に「水道、高木なり、石にて造りはかのやうなり、所々にあり、高さ丈式三尺、此水御城より流る、町中の水ミ水とする。水やくミとりある」、鶴丸城絵図の説明に「御星形の内に池あり、名水此有、町方水道へかる、松林をさくやくと同し、雨天の節ハ雲立のほる」とある。¹³一二九部分の述懐、関連史料についても觸れるべき点は多いが今回は省略する。二丸には本丸焼失後も久光が居住、その殿舎は西南戦争最末期の官軍總攻撃の際鳥有に備した。これら城内収藏の文書類が藩蔵の際大量に焼却されたこと、西南戦争の際、岩崎文庫蔵にあった島津家重書は令東郷重持らの努力により搬出され現在に伝来するが、築地屋敷所在のものは焼失したこと、二丸屋敷所在の重書は元氏夫人らの努力で一部搬出されて焼失を免かれたこと等々関連は少くならしい。¹⁴また本丸、二丸焼失空地となった郭内にその後建てられた施設、即ち鹿児島島学校、鹿児島島立中学校造士館、第七高等学校造士館、鹿児島大学文理学部、同医学部、鹿児島市役所、市立美術館等々の変遷についてても觸れるべきであろうが、ここでは一切省略した。

¹⁰著の鹿児島城下絵図のそれとも合併するように記されるのである。

¹¹成尾氏の「家譜」の筆跡は成尾家自身のものとされる。筆体とは草書体のものと悟られる。筆者は長後である。明治になってから間十一年の死去を至る間の加筆と推定される。家譜には「某の家紋圖」と「某の屋敷圖」、それに十年の間の築造の役で社殿を元を譲った者名の延岡の堀田の見取図、筆跡が挿入されているが、その筆跡も概ね後者のそれと一致する。そしてこれらの筆跡は所蔵者間で争はれるようになった鹿児島市立美術館所蔵の二

- (5) 廣大史学「七、拙稿『瀬戸史料伝の事情と事例』参照。」
- (6) 廣島出版「日本の市古圖（西日本編）」所収、拙稿『瀬戸島田瀬御城下絵図』解説。
- (7) その他、旧邦使節、所載の略図にも僅の記載あり、これによると少なくとも西南戦争時までその存在は考かしがたい。
- (8) 瀬戸市立美術館蔵、拙稿 大木出版、「天保年間瀬戸島下絵図注解」
- (9) 「瀬戸市史」昭和24年版所収。

10 瀬戸史料「旧記録総目録」八一二五一号、同「西南戦争」三「瀬戸津家日記」五月三日・九月十日条、「史談全集記録」第1編合本一、○同「旧記録保存の結果」○瀬戸公演成義の解説。

11 瀬戸史学二六・八 山田尚二「瀬戸島津の高等教育の変遷―中学校造士館を中心にして―」

「同」県議会を中心として」 参照。

その他の比較的最近の研究成果をとりあげたものとして新人物往来社「日本城郭大系」瀬戸島津所収、三木靖「鶴丸城」、拙稿「瀬戸島津の変遷について」（瀬戸島津の因書籍公開講座発表要旨）、「記録所の変遷と伊賀季安」（旧記録月報）、「瀬戸島津の因書籍公開講座発表要旨」、「その土地の歴史的沿革」を参考資料として掲げておく。

鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(26)

鹿児島(鶴丸)城本丸跡

発行日 昭和58年3月30日

発行 鹿児島県教育委員会 〒892 鹿児島市山下町14番50号

印刷(術)天野印刷所 〒890 鹿児島市田上町2965-1